

高額療養費の多数回該当に係る事例集(素案)

高額療養費多数回該当事例 世帯の継続性について

番号	タイトル	事例	対応	対応を行った根拠等
1	X市の甲世帯、Y市の乙世帯が、Z市に転入した場合について(平成30年8月転入)	○X市に8月29日まで甲世帯としてA(住基上世帯主)が、Y市に8月29日まで乙世帯としてB(世帯主)が住んでいたが、同時にZ市に転入しAが擬制世帯主・Bが世帯員となった。	○世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。 サポートサイトに質問票を送付。	○世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)No.27、46を参考とした。 サポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表項番132のとおり回答があった。
2	X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(8月転入)	○X市に8月1日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(国保世帯主)の2人が住んでいたが、Y市ではAが擬制世帯主・Bは世帯員として転入した。	○世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。 サポートサイトに質問票を送付。	○世帯の継続性判定事例集(平成30年6月18日)No.27を参考にした サポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表項番132のとおり回答があった。
3	X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(H30.5月転入)	○X市に5月8日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(世帯員)C(社保)の3人が住んでいたが、Y市にC(擬制世帯主)A(世帯員)B(世帯員)として転入した。	○世帯の継続性は認める	○国が示す参酌基準 I 単なる住所移動等の一の世帯のみで完結する住所異動であると判断して、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認めた。

世帯の継続性
(国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

タイトル

X市の甲世帯、Y市の乙世帯が、Z市に転入した場合について(平成30年8月転入)

事例

〇X市に8月29日まで甲世帯としてA(住基上世帯主)が、Y市に8月29日まで乙世帯としてB(世帯主)が住んでいたが、同時にZ市に転入しAが擬制世帯主・Bが世帯員となった。

異動前				異動後			
X市							
記号番号							
甲世帯	A						
世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始						
	終了						
Y市							
記号番号	1234						
乙世帯	B						
世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始	平成30年7月1日					
	終了	平成30年8月29日					
				Z市			
記号番号		5678					
丙世帯	A	B					
	擬主	世帯員					
世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始	平成30年8月29日					
	終了						

対応

〇世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。

対応を行った根拠等

〇世帯継続判定事例集(平成30年6月18日)No.27、46を参考とした。
サポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表項番132のとおり回答があった。

世帯の継続性

(国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

タイトル

X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(8月転入)

事例

○X市に8月1日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(国保世帯主)の2人が住んでいたが、Y市ではAが擬制世帯主・Bは世帯員として転入した。

異動前				異動後			
X市							
記号番号	1234						
甲世帯	A	B					
	住基上世帯主	国保上世帯主					
世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始	平成29年8月2日					
	終了	平成30年8月1日					
Y市							
記号番号	5678						
乙世帯	A	B					
	擬主	世帯員					
世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始	平成30年8月1日					
	終了						

対応

○世帯の継続性が認められるため、高額療養費の多数回該当のカウントを引き継ぐ。

対応を行った根拠等

○世帯の継続性判定事例集(平成30年6月18日)No.27を参考にしたサポートサイトに質問票を送付し、国保情報集約システム関係質問回答一覧表項番132のとおり回答があった。

世帯の継続性

(国が示す参酌基準以外で、県内市町村間の異動について判断に困った事例)

タイトル

X市の甲世帯が、Y市に転入した場合について(H30.5月転入)

事例

○X市に5月8日まで、甲世帯としてA(世帯主)B(世帯員)C(社保)の3人が住んでいたが、Y市に甲世帯としてC(擬制世帯主)A(世帯員)B(世帯員)として転入した。

異動前				異動後			
X市				Y市			
記号番号	1234			記号番号	5678		
甲世帯	A	B	C	乙世帯	C	B	A
	世帯主	世帯員	-		擬主	世帯員	世帯員
世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始	10月2日		世帯情報 適用開始・終了 年月日	開始	5月9日	
	終了	5月9日			終了		

対応

○世帯の継続性は認める

対応を行った根拠等

○国が示す参酌基準 I 単なる住所移動等の一の世帯のみで完結する住所異動であると判断して、家計の同一性、世帯の連続性があるものとして、世帯の継続性を認めた。